

L.S.エイメリーの帝国構想（下）

服 部 正 治

目 次

1. オタワ協定からガット体制へ
2. 経済の衰退と帝国の開発
3. 帝国特恵
4. 後退するオタワ体制
5. 戦後世界の構想（以上『立教経済学研究』第52巻第2号、1998年）
6. 戦後通商体制会議
7. 英米借款協定と帝国特恵の解体
8. ヨーロッパ統合と英帝国
9. 英米関係とヨーロッパ統合——結びにかえて——（以上、本号）

6. 戦後通商体制会議

戦後の世界通商体制をめぐる英米それぞれの構想と両者の交渉については、山本和人がきわめて詳細な研究を次々に発表している¹⁾。ここでは、英國公文書の調査をふまえた山本の研究に依拠して、アメリカの英帝国特恵体制解体の意図に対するエイメリーの批判の観点から、1941年以降の戦後通商体制に関する議論を見ておきたい。大きく見れば、両国で問題となったのは戦後通商体制形成にあたって、(1)差別的な特恵関税をどうするのか、(2)関税引き下げをどう行なうのか——双務協定方式か多角方式か、(3)国際収支赤字国に対する貿易自由化原則の適用除外——輸入制限、数量規制などをどう規定するのか、の三点であった。そしてここには当然に、IMF国際通貨体制形成交渉が関連する。

1941年5月に米国務長官C.ハルは戦後貿易に関する五原則を発表し、そこで国際貿易の拡大と繁栄のために、国際通商関係において無差別主義をルールとすべきことがうたわれた。さ

1) 以下については、山本和人「戦後貿易秩序の形成を巡る英米の協調と角逐(1)(2)(3)」、『福岡大学商学論叢』41巻1号、41巻4号、42巻3号、1996-1997年；Jay Culbert, War-time Anglo-American Talks and the Making of the GATT, *The World Economy*, Vol.10, No.3, 1987を参照。なお以下の、大西洋憲章、相互援助協定の条文は、L.S.Amery, *The Washington Loan Agreements*, London, 1946; Amery, *The Awakening, Our Present Crisis and the Way Out*, London, 1948の付録として掲載されている。

らに同年8月の大西洋憲章第4条で、チャーチル英首相とルーズベルト米大統領は「現存の義務に照らして……すべての国が、平等な条件で、経済繁栄に必要とされる世界の貿易ならびに原料への接近を享受できるよう推進すべく努力すること」で合意した。この場合、「平等な条件で」という箇所が特恵制度解体を約束したと国内で批判されたが、チャーチルは「現存の義務に照らして」という箇所が既存の英帝国特恵関税を指しており、それは維持されると答えていた。そして42年2月の相互援助協定第7条は「国際通商上のすべての形の差別待遇を撤廃し、関税その他の貿易障壁を低減すること」を戦後世界経済の目的としてうたい、この目的達成のために「両国政府は早期の適当な時期に会談をはじめるべきである」と定めている。この協定のイギリスでの批准は、戦時内閣でインド大臣エイメリーと軍需大臣ビーヴァブルックの強い反対で、また農業大臣R. S. ハドソンの農業保護の主張で数か月延びたという事情があった。この点については、ルーズベルトがチャーチル宛の手紙（1942年2月11日付）で「内閣を悩ませているように思えるものは、前もって帝国特恵関税を撤廃するという約束をわれわれが欲しているという考え方である。われわれはそのような約束を要求していない。そして私は〔相互援助協定〕第7条にはそのような約束は含まれていないと断言する。それはあなたの政府が欲しなければ、今行なわなくてよい約束である。そしてわが方も関税政策の重要な変更について言質を与えることはできない」と述べており、帝国特恵関税廃止問題は先送りになった。この手紙からも予想されるように、アメリカには帝国特恵関税廃止が、イギリスにはアメリカの高関税引き下げが優先課題となってゆく。

こうしたなかで、1942年4月に内閣経済部の——「国際貿易機構（ITO）運動の創始者」と評される——ジェイムズ・ミード²⁾が「国際経済関係の規制」を発表し、これをもとに商務省首席次官H. ゲイツケルが同年7～8月にかけて「国際通商同盟案」（A Proposal for an International Commercial Union）を策定した。その要点は、(1)債権国・黒字国が国際収支の調整と世界需要の拡大によって、世界経済の調整の責任を負う、(2)多角貿易を保証する貿易政策のルールを作り、国際機関がそれを監視する、(3)ルールは、輸入数量制限の原則廃止、関税の一括引き下げによる高関税の廃止、ダンピング・輸出補助金の禁止、特恵関税の縮小等とする、(4)多角貿易に対する例外規定として、国際収支赤字国の輸入制限と戦後過渡期における輸入制限の継続を認める、であった。

そして11月には商務大臣H. ドールトンが「国際通商同盟案に関するプロジェクト」を発表して、戦後通商政策に関する各省間の委員会が設置された。この委員会報告をもとに幾度かの

2) Culbert, *ibid.*, p. 388. またR. F. ハロッドの次の言葉をみよ。「通商政策の問題については、ジェイムズ・ミード氏が戦時内閣局経済部において指導権を握った。……彼の草案は、その後のアメリカとの会議においてイギリスに有利な立場を与えた、そして国際貿易機構憲章に大いに貢献した」。R. F. Harrod, *The Life of John Maynard Keynes*, Harcourt, 1951, p. 533. (塩野谷九十九訳『ケインズ伝Ⅲ』東洋経済新報社, 1956年, 746ページ)

会議が開かれ、1943年3月23日には内閣委員会（出席者、自治領大臣C.R.アトリー、大蔵大臣K.ウッド、商務大臣ドールトン、インド大臣エイメリ―ら12名の閣僚）が開かれた。そして内閣委員会の指示に基づき、ドールトンとアトリーは覚え書を作成し、ここで(1)ミード＝ゲイツケル案にそった見解と、(2)基本的には多角協定は支持するが、輸入制限を行なう権限と特恵関税を維持する自由を国際機関に委ねることはしないという見解、そして(3)エイメリ―から出された案で、貿易障壁低減は必ずしもイギリスの利益にならないこと、輸入数量制限は国際収支問題への対処や戦後経済計画化にとって不可欠であること、多角協定よりも双務協定が有効であること、大きな英國市場のもつ交渉上の利点を武器にまずは他国の出方を見るべきであるという見解、以上三つの見解が整理された。そして4月8日の内閣委員会にこれらの見解が示された。内閣委員会は、国際収支が赤字の場合には輸入数量制限を課す権限を国際機関に委ねないことを条件に、基本的に(1)の見解を——ドールトンの日記によれば15対2で——採用した³⁾。この会議でチャーチルは、帝国特恵に対する反対の立場を表明している。エイメリ―の見解は否定された。同時に、自治領との討論やアメリカとの交渉に向けた準備のために、大蔵大臣ウッドを議長とする閣僚委員会が作られた。エイメリ―はこの委員会から外れている。4月22日には、戦後の通商体制に関するイギリスの立場を——アメリカと交渉する前に——自治領、インドとロンドンで議論することが内閣で合意された。なおエイメリ―はこの会議を欠席している。

以上が、1943年9～10月にワシントンで開かれる戦後世界経済体制をめぐる英米会議までの、通商政策に関するイギリスでの大まかな動きである。この経過のなかでエイメリ―の帝国特恵関税体制の維持・拡張という立場が後退・敗北しつつあることは明らかであろう。後にエイメリ―は『ワシントン借款協定』(1946年)でこの間の経過を以下のように書いた。「[ケインズの清算同盟案の交渉と]同じく、1942—43年の冬は通商問題に関するイギリスの官僚の代表者は、多角的通商同盟案を披露するためにワシントンで多忙であった。この同盟案は、合衆国がどのような関税引き下げを提案する用意があるのかについて、さらにまた戦後に他の国がいかなる提案をできるのか、またするのかについて、そしてロシアのような全体主義国家がこの案にどのように適応していくのかについて少しも考えることをしないで、関税と特恵の低減を実施するためのさまざまな空想的提案に依拠したものであった。自治領とインドの政府は主に官僚を通じてこのきわめて非実用的な手続きをある程度は知らされていましたし、官僚が望む方向に誘導されていた。だがその利害の点できわめて重大な関係をもつイギリス工業、イギリス農業そして帝国の生産者にはどの段階でも一度の相談もなかったようである。……だが哀れなケインズ卿の<金融についての>名案の場合と同じく、イギリスの〔通商同盟〕提案は最終的に

3) Ben Pimlott ed., *The Second World War Diary of Hugh Dalton 1940-45*, Jonathan Cape, 1986, p. 577.

は、[英米] 借款協定との関係で英政府が完全な支持を約束したく、またごく最近にはジュネーブでの草稿報告と関税協定で英政府が支持した>空想的なアメリカの提案に姿を変えることになった。[米財務長官] モルゲンソーグ氏の言葉を借りれば、このアメリカの提案は『いかに世界貿易を再構築するのかについての国務省の理論』の成果を表している」と⁴⁾。

1943年9月からのワシントン会議では、IMFにつながる国際通貨政策、さらにITO憲章につながる貿易、商品、カルテル、雇用調整の各政策について専門家会議が開かれた。イギリス代表団は国務大臣R.ロウを団長として各省の高官、さらにデニス・ロバートソン、J.M.ケインズ、ミード、ライオネル・ロビンズらエコノミストから構成された。そして貿易政策分野を担当した委員会にはP.リースチング、ミード、ロビンズが出席した。以下、12回にわたるこの委員会での議論の詳細を山本の研究にしたがって紹介しよう⁵⁾。

英米両国は多角協定の必要性とそのための国際貿易機構設立については意見が一致したが、関税引き下げ方式と特恵関税問題で意見が対立した。米国側は特恵関税の全廃を求めたのに対し、英国側は帝国特恵関税は英國と帝国諸国間の特別な関係から生まれたものであり、「イギリス国民の生活と思考の奥深くまでしみわたったものだ」と応酬した。さらにミードとロビンズは、関税と比較して特恵が世界貿易に破壊的効果を及ぼすという格別の理論的理由はないこと、また米国案では関税同盟の存続・形成が一定の条件下では認められているのに特恵廃止を要求するのは不自然であること、またアメリカの48州は100%の特恵をもつた連邦同盟でありその存続が許されるのに、100%以下の英帝国特恵制度が廃止を要求されるのは論理的矛盾だと反論し、その即時撤廃の意思のないことを表明した。さらにミードは関税引き下げ方式について、米国の高関税を大幅に引き下げるために二国間交渉ではなくて多角的交渉によることを主張したが、米側は二国間交渉に固執した。

結局、貿易政策に関する英米共同文書は特恵問題に関して以下のようにうたうことになった。「英米間の相互援助協定第7条は、関税引き下げだけではなく国際貿易上のあらゆる差別的措置の除去に向けて一致して行動することを規定している。適切な関税引き下げと特恵の究極的廃止に関する明確な規定がなければ、いかなる協定が提案されようが、その義務を最終的に実施したことにはならない。特恵の実質的廃止を可能にさせるためには、どれくらいの関税引き下げを、一挙にまたは段階的に行なうのが適切なのかという困難な問題について、今後かかるべき時期に決定を下さなければならない。討論の過程で、アメリカは、特恵の実質的廃止を行なわれなければ、関税のドラスティックで包括的な引き下げ（これが実行可能であると仮定して）が、公正で適切であると考えていないことがわかった」と。この共同文書で重要なのは、アメリカの優先課題である特恵の廃止（または引き下げ）とイギリスのそれである関税の引き

4) Amery, *Washington Loan Agreements*, p. 99. なお< >内はAmery, *The Awakening*, p. 93 での追加箇所を示す。

5) 山本「戦後貿易秩序の形成を巡る英米の協調と角逐(3)」(前掲)をみよ。該当ページ数は省略する。

下げとをいわばセットにして今後交渉を行なえる点である。山本の研究は未完であり現時点で整理できるのはここまでである。

だがJ.カルバートの研究が言うように、ミードやロビンズをはじめイギリス代表者の側の帝国特恵に対する支持はこの時点でもためらいがちであった⁶⁾。そして後に見るように、彼らは帝国特恵の維持よりも世界貿易の自由化を優先させていく。それは以下のようなミードの日記（1943年10月13日）によく表れている。ワシントンでのこの日の会議——「それはきわめてタフな会議だった」——で、アメリカ諸州間での100%の特恵が認められてコモンウェルスでの100%以下の特恵が認められないのは矛盾しており、「どうしてわれわれの協定が罪深く彼らのそれが高潔なのか。だが次の事実はしっかりと残っている——(1)彼らの見解では、われわれは〔相互援助協定〕第7条で特恵の除去を約束している（これは否定しがたい）、(2)彼らの見解では、帝国特恵は特に不正で恐るべきものである、(3)特恵を廃止する協定ができなければ、われわれは全般的な通商政策についてこれ以上は進めないであろう。私個人としては、コモンウェルスと英米関係と世界秩序のために、大臣たちが最終的には真に包括的で徹底的な貿易障壁の除去の一環として、特恵の即時完全廃止を申し出るようになることを希望する」⁷⁾。

またロビンズは後に『自伝』（1971年）で、ミードと同じく、ワシントン会議でのアメリカの特恵批判の論理矛盾を受け入れるわけにはいかなかったことを指摘しながらも、以下のように記している。「現在私は、イギリス側のすべてが特恵それ自体を特別に好んでいたとは思っていない。事実われわれのうちのある者は、以前に特恵に反対する全般的な議論を作り上げるのに一役かっていた。さらにわれわれは特恵制度とその将来について大きな幻想はほとんど抱いていなかった。われわれは、コモンウェルスの多くの国々のなかに、交渉時により大きな独立性を確保するために特恵を放棄しようという傾向が成長しつつあることを知っていた。またわれわれは、オタワでの抜け目のない取引にもっとも深くかかわった人物が、もう一度こうした〔オタワのような〕会議が行なわれれば、コモンウェルスの繋がりのために残されたものが危険にさらされるだろう、と個人的には信じていることも知っていた」⁸⁾。

さて国務大臣ロウが、ワシントン会議の模様を相互援助協定「第7条に関する英米討論」と題する報告として内閣に提出したのは1943年12月21日であった⁹⁾。この報告は、会議では全体としてイギリスがイニシアティブをとったこと、関税引き下げ方式や特恵問題で意見の相違は

6) Culbert, op. cit., p.393.

7) Susan Howson and Donald Moggridge ed., *The Wartime Diaries of Lionel Robbins and James Meade 1943-45*, Macmillan, 1990, pp.136-137. 傍点は原文。またMeade, *The Economic Basis of a Durable Peace*, London, 1940, pp.76, 162も参照。

8) Lord Robbins, *Autobiography of an Economist*, Macmillian, 1971, p.202. またRobbins, *Economic Planning and International Order*, London, 1937, pp.127-128, 321も参照。

9) 以下については、Amery Diaries, Vol. II, pp.924-926; 山本「戦後貿易秩序の形成を巡る英米の協調と角逐(3)」（前掲）402-404ページをみよ。

あるが、会議の結果「多角貿易協定に向けていくつかのステップのうちの第一歩が成功裡に行なわれた」こと、そして早期に自治領、インドとの会談を行ないアメリカとの次回交渉に臨む必要があること、を述べている。ここでエイメリーはロウに以下のような質問を浴びせた。戦後のイギリスの経常赤字をどれほどに見積もっているのか、「現存特恵の喪失または深刻な低減によって」帝国市場での英國の地位はどれほどの影響を受けるのか、どの国が国際通商同盟への参加を表明するのか、フランスはその植民地との特恵制度を放棄するつもりなのか、ロシアが国際通商同盟に参加した場合、補助金付輸出、輸入自由化をどのように判定するのか、通商同盟はロシアの生産コストを調査する職員を現地に置くのか。これらの質問は、アメリカ・ペースの——とエイメリーには思えた——多角的貿易体制形成を進めるワシントン会議の合意を厳しく批判するためのものであった。

そしてエイメリー自身はすでに前日の12月20日に、こうした自分の質問のいくつかに対する回答のメモを内閣に配布していた。それは、ワシントン会議での方向に代替的な戦後再建政策の展開を意図したものであった。彼は、戦後の経常赤字はきわめて大きく2億5000万～3億5000万ポンドと予想した（実際には46年3億4000万ポンド、47年5億5000万ポンド）。だが「アメリカやその他の国の関税をいくらか引き下げるだけで——それも最惠国条項のためにイギリスの排他的利益にはならないで世界全体に均霑される——イギリスの輸出が増大し、この〔巨額の赤字〕を埋める可能性がほんの少しでもあるのだろうか」。可能性はない。また、インドやオーストラリアは通商同盟に加盟しないであろう。そして「もし帝国諸国が通商同盟に加盟しないならば、ワシントン提案に従うとわれわれは同盟に加盟する諸外国に対してよりも高い関税を帝国諸国に課す義務を負うのではないか。これは、帝国特恵を反帝国差別によってとて代えることではないか」。これこそエイメリーには、帝国特恵の、そして帝国の完全な解体を意味するものであった。

これに対するロウの反論（1944年2月7日配布）は、エイメリーのいうコモンウェルスとスターリング諸国のブロック化という代替的な政策はドイツのシャハト博士の政策と同じであり、それはアメリカに対する「宣戦布告」となり、アメリカによるわれわれへの「経済戦争」を引き起こすというものであった¹⁰⁾。エイメリーは病気のため1944年1月末から3月はじめの間閣議を欠席した。その間にチャーチルはロウのいう手順に同意し、自治領との会談を進めていた。エイメリーは44年4月14日には以下の文書を内閣に配布しようとした。すなわち、通商同盟案では国際的な関税引き下げによってイギリスが利益を得ると想定しているが、「高い生活水準と重い税のためにわれわれはもはや主要な生産分野においてはもっとも安価な生産者ではない」。したがって「全般的な世界の関税の引き下げも帝国という恵まれた市場の喪失を補償しえない」と。また日記（1944年2月28日）でも、エイメリーは「低関税が……特恵の喪失

10) 以下については、*Amery Diaries*, Vol. II, pp.927-929, 970, 973.

を埋め合わせうると考える、この愚かな幻想」と記した。すでに見たように、ワシントン会議の結果、特恵の廃止（また低減）と関税の低減がセットで論じられるようになったが、チャーチルは農業大臣ハドソンの質問に対する回答のなかで、低関税という一般的な計画が諸国によって合意されないかぎり、またされるまでは、帝国特恵廃止を拒否する——逆に言えば、合意されれば廃止する——としていた。また商務大臣ドールトンは日記（1944年2月11日）でこう率直に記していた。「明白な事実は、自治領諸国はもはや今では帝国特恵にそれ程関心を持っていないし、ここに有効な多角協定と引き替えに帝国特恵を売り渡すすばらしい機会が存在するということだ」と¹¹⁾。

エイメリーの立場は、世界の関税引き下げが認められても帝国特恵廃止を拒否するということであった。そして彼は4月14日の文書でこう結論づけた。「現在議論されている〔通商同盟〕案は無駄に終わるであろう。だがこれが議論されている間は、イギリス工業や農業のための、また貿易・生産・移民、まして防衛面での帝国協力のための効果的な政策はありえない。いやしくも保守党としては、その実際的な経済政策と社会の理想・帝国の理想を放棄することはできない」と。チャーチルはこの文書は保守党内の分裂をもたらすとして、内閣へのこの文書の配布を許可しなかった¹²⁾。

結局、閣内でのエイメリー、ビーヴァブルック——彼は2月18日に、「現在の形での通商〔同盟〕案は帝国特恵を破壊し、農業を再び荒廃させることを意味する」と宣言した——、ハドソン——彼は、輸入数量制限禁止を定めたワシントン会議の議論は、価格保証を定めた1932年の小麦法の施行と両立しないと論じた——らの批判のなかで、通商同盟に関するイギリス側の議論は止まってしまった。ドールトンは日記に（1944年4月26日）、「通商政策についてわれわれは行き詰まり、分裂し、そして後退している」と記した¹³⁾。R.ガードナーの研究が書いたように、ワシントン会議後数か月の間にIMF体制についての英米の妥協案作成は急速に進展したが（ブレトン・ウッズ協定成立は44年7月）、通商政策に関する妥協案作成はそれ程進展しなかった。「事態の進展が大きな暗礁に乗り上げたのは大西洋を越えて英國側であった」¹⁴⁾。通商政策についての英米の交渉が再開したのは、ワシントン会議から1年以上たった1944年12月のことであった。

11) *War Diary of Dalton*, p.704.

12) *Amery Daiaries*, Vol. II, pp.928-929.

13) *War Diary of Dalton*, p.739.

14) Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective*, new expanded edition, Columbia University Press, 1980, p.145. リチャード・N.ガードナー『国際通貨体制成立史 上』（村野孝・加瀬正一訳）東洋経済新報社, 1973年, 299ページ。

7. 英米借款協定と帝国特恵の解体

通商政策に関する英米会談は1944年12月から45年前半にかけて、英國商務省代表者と米国大使館関係者の間で非公式な形でロンドンで再開された¹⁵⁾。ここでは主に關税引き下げ方式について議論された。英國側は一括引き下げ方式を主張したが、米国側は二国間方式を主張した。ところが事態を大きく転換させたのは、45年8月の日本の敗戦と米国の武器貸与法の突然の廃止発表（8月21日）であった。この時点では、アメリカではルーズベルトの急逝によってH. S. トルーマンが大統領になっており、またイギリスでは7月の総選挙での労働党の地滑り的勝利によって、C. アトリーを首相とする労働党政権が誕生していた。ガードナーの研究のいうように、対日戦後の武器貸与法の廃止はすでにポツダム会談（7月17日～8月2日）でも議論されており、かならずしも突然というわけではないが、ロビンズが『自伝』で書いたように、それは「ホワイトホールのほとんどの人々にとって大きな驚き」であった¹⁶⁾。アトリー首相は、武器貸与法の突然の停止によりイギリス財政は「非常に深刻な打撃」を受けたと議会で遺憾の意を表明したし、野党にまわったチャーチルもこの措置を「乱暴で苛酷な」ものだと述べた（45年8月29日）。

大戦終結時のイギリス経済はきわめて厳しい状況にあった¹⁷⁾。戦争の結果、国富の1/4にあたる73億ポンド（海外資産喪失分42億ポンド）を失い、さらにアメリカからの200億ドル（約50億ポンド）の武器貸与、スターリング諸国を中心に140億ドル（約35億ポンド）の戦時債務——いわゆるポンド残高——が存在した。ところが輸出は戦前（1938年）の1/3に減少していた。この結果、1938年の経常収支赤字は7000万ポンドであったが46年は3億4000万ポンドと急増する。こうした巨額の戦債処理と経常赤字の急増、さらには戦後復興資金の必要を考えれば、アメリカからの援助が得られない場合には、イギリスの戦後再建構想に決定的影响が生じることは必至であった。ケインズは「イギリスの対外金融見通し」と題する内閣への覚え書（1945年8月13日）で、武器貸与が停止された場合のイギリスの金融財政状況について以下のような厳しい見方を示している。長文ではあるがその一部を引用したい。

「金融援助の三つの源泉 [すなわち、アメリカからの武器援助、カナダからの相互援助、主にスターリング地域からのクレジット] のおかげで、われわれは国内で使用している食糧と原材料に対して支払をするために、また海外で支出している現金を用意するために輸出するという必要に迫られることなく、国内の人的資源を他の用途以上の効力でもって戦争目的に動員した

15) 以下については、Gardner, *ibid.*, Chaps. 8, 9; Culbert, *op. cit.*, pp.393-394 をみよ。

16) Robbins, *Autobiography*, p.204.

17) 油井大三郎「1945年英米金融・通商協定と現代帝国主義の矛盾」（古川哲・南克己編『帝国主義の研究』日本評論社、1975年、所収）75-76ページ。

り、さらには——アメリカと対等な規模というわけにはいかないが——主にインドや中東といった海外で現金を支出したりすることが可能なのである」。「対日戦争の終了後程なくこれらの援助の源泉が多かれ少なかれ突然になくなることによって、……他の一時的援助の源泉が見いだされなければ、われわれはほとんど絶望的な窮状に陥るであろう」。[対日戦争と武器貸与が1945年末まで継続した場合の経常赤字は2億1000万ポンドに達するであろう。対日戦争が早く終われば武器貸与も早く停止されるから経常赤字はもっと大きくなる]。「われわれが考えているような生活と消費を可能にする十分な資金を調達できる源泉は合衆国以外にはない」。「アメリカは、彼らが定めた全般的方針に沿った対外通貨・通商政策をわれわれが受け入れることを[援助と引き替えに]ほぼ確実に強要するであろう。だが彼らが稳健な方策をとるようにさせることは、また英國にとって重大な不利益だと信すべき事柄にわれわれを従わせるために、金融的压力を利用するには適切でないと理解させることは可能である。事実、われわれが望むような援助を手に入れるために用いられるもっとも説得力のある議論は、援助という手段によってはじめて、われわれは無差別という一般原則に基づいた経済分野での国際協力を参加が可能となるであろう、ということなのである。われわれは相互援助協定第7条の義務を回避しようすべきではない。むしろこの義務を果たすために不可欠な物質的基礎を要求すべきなのである」。「受け入れ可能な協定の見当がつかない場合は、武器貸与が直ちに停止されればわれわれは事实上破産状態であり、社会の希望を満たすための経済的基礎は存在しない。したがって、われわれが金融上のダンケルクというべき事態を回避するためには……以下の三つの条件が不可欠だと思われる。a)輸出拡大のために徹底的に集中すること、b)海外支出を思い切ってまた直ちに節約すること、c)受け入れ可能な条件で合衆国から重要な援助を得ること、がこれである」。「これらの条件がうまくいかなかった時はどうなるだろうか。……海外での負担の大きい責務から、突然でそして屈辱的ではあるが撤退する必要があろう。これは英國の威信を大きく低下させることになるし、現在のフランスと同じく第二級国家という地位に当面は甘んじなければならないであろう。自治領その他からどのような思いやりが得られるか求めるべきであろう。国内的には戦時中のどの時期に経験したよりも厳しい耐乏生活が必要であろう。そして[労働党]新政権の抱く最良の希望の数々を実現することは、無期限に延期しなければならないであろう」¹⁸⁾。

さて45年9月からケインズを中心とした英國代表団がワシントンで武器貸与分の処理と借款について、また戦後通商体制について交渉した。この結果が、前者については英米借款協定であり、後者については米国国務省の「貿易と雇用に関する国際会議での考察のための提案」(Proposals for Consideration by an International Conference on Trade and Employment)

18) Ronald Hyam ed., *The Labour Government and the End of Empire 1945-1951*, Pt. II, HMSO, 1992, pp.1-4; Donald Moggridge ed., *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. XXIV, Macmillan, 1979, pp.398-411. 強調は原文。

とこれを支持する「英米共同声明」（「貿易提案」「共同声明」とも45年12月6日）であった¹⁹⁾。 「共同声明」は「連合王国政府はこの〔米国〕提案の重要な点のすべてについて全面的に同意し、国際的審議の基礎として受け入れる。さらに諸外国の表明する見解に照らしてこの審議が実りある結論となるように合衆国政府とともに最善の努力を払うであろう」とうたっている。

借款協定と米国国務省「貿易提案」と「共同声明」の発表が同時に行なわれたために、さらに英國議会では44年7月に調印されたブレトン・ウッズ協定の批准も45年12月に借款協定受諾と同時に行なわれたために、米国は武器貸与停止がもたらした英國の厳しい金融財政状況を利用して、借款と引き替えに、無差別多角主義の国際通商体制の確立によって英帝国特恵体制の解体を迫り、またIMF体制の確立によってスターリング通貨圏の解体を迫り、結局英國はこれを受け入れることを余儀なくされたという見方が広まることになった。エイメリーは『ワシントン借款協定』（1946年）で、「ブレトン・ウッズ計画と米国貿易提案は、〔武器貸与の突然の打切りのなかで〕英國政府が借款と引き替えに支払う用意のある対価であり、借款はアメリカ中心の世界経済の網のなかにイギリスを取り込むために米国政府が喜んで支払う対価である」²⁰⁾と書いたが、この文章が上の見方をよく示している。

さて英米借款協定第3条は、借款の目的として、英國による i) 米国財・サービスの購入、ii) 戦後過渡期の經常赤字の補填、iii) 適正な金・ドル準備の維持、iv) 多角的貿易義務の履行、の四点をあげている。この目的実現のための協定の要点は以下である。(1)米国の対英純債権200億ドルを棚上げし、納入途上物資分6億5000万ドルのみを返済すること、(2)37億5000万ドルを年2%の利子で借款する。5年の据え置き後50年間で償還すること、(3)協定発効後1年以内に英國はスターリング地域との為替取決めを終了し、地域内諸国が經常取引で取得したポンドは差別されることなくいかなる通貨地域との經常決済にも自由に使用されること。これによってポンドの交換性回復が義務づけられるとともに、スターリング地域のいわゆるドル・プール制——スターリング諸国が得たドルはイングランド銀行に売却され（諸国はポンドを受け取りこれをポンド残高に組み入れる）、同行がこれを管理する。スターリング諸国がドルを必要とする場合は、同行が管理するプールから輸入許可制に基づいてドルを引き出す。こうした制度によってスターリング地域でのドル支出（つまり米国からの輸入）の節約が図られる²¹⁾——による差別は廃止される、(4)米国財の輸入に対する為替管理や、米国居住者が經常取引で取得したポンド残高の使用に対する為替管理は直ちに停止すること、(5)米国からの輸入に対する差別的数量制限を、例外の場合を除いて46年末までに禁止すること。

19) 借款協定、貿易提案、英米共同声明の条文は、Amery, *Washington Loan Agreements; Awakening*, Appendix をみよ。Gardner, *op.cit.*, Chaps. 10, 11; 油井、前掲論文も参照。

20) Amery, *Washington Loan Agreements*, p.105.

21) 奥田宏司「EPUの成立とポンド・スターリング」、『大分大学経済論集』31巻1号、1979年; 内田勝敏『国際通貨ポンドの研究』東洋経済新報社、1976年、38, 67ページ参照。

以上(1)(2)は借款目的の ii)iii)に適う措置ではあるが、(3)(4)(5)は借款目的の i)iv)に適うものと見ることができよう。総じて、協定第10条第2項の「本借款のひとつの重要な目的が多角的貿易の発展を推進し、無差別原則に基づいて多角的貿易の早期の再開を促進することであることを考慮して、英國政府は、[残高から] 解除されたもしくは経常取引の支払いに使用されるポンド残高が本協定発効後1年以内に……例外的な場合を除いて、いかなる通貨地域の経常取引にも無差別に自由に使用されることに合意する」という条文が、協定の性格が——英國に対する援助と並んで——どこにあったのかをよく示していると思われる。S.ニュートンの研究が言うように、アメリカの政策当局者にとっては「多角主義」という言葉は貿易における無差別と通貨の交換性との両方を含んでいたのである²²⁾。

英米借款協定と同時に発表された米国国務省「貿易提案」には必ずしも明確な規定とはいえない箇所や、例外事項も少なからず存在した。輸入関税と特恵に関しては、「貿易提案」は「相互援助協定第7条で示された諸原則に照らして、加盟国は大幅な関税引き下げと特恵関税の廃止に関する取決めを結ぶべきである。なお特恵関税を廃止する措置は、世界貿易に対する障壁を大幅に低減するための適切な措置とともに、本提案で意図した相互に有益な取決めの一環として実施するものとする」(「国際貿易機構に関する提案」第3章B節1「関税と特恵」)とうたっている。この条文には——ガードナーの研究が指摘したように——様々な含みがあり、条文の後段がいよいよイギリスが直ちに帝国特恵関税を放棄する必要がないことは確かである。しかし相互援助協定第7条では「国際通商上のすべての形の差別待遇」という表現がなされたものが、「貿易提案」では「特恵関税」と明確に規定されている。

さらに特恵関税廃止の第一歩として以下の三点について合意すべきことがうたわれている。「(a)既存の国際的取決めが特恵関税に関して合意された措置を阻害することは認められないであろう。(b)最恵国条項に基づいて達成されたあらゆる関税の引き下げは、自動的に特恵マージンを低減もしくは除去するように作用するであろう。(c)あらゆる生産物に対する特恵マージンはいかなる場合においても拡大されないし、新たな特恵も導入されないであろう」(同上)。この三点は、既存の特恵の拡大と新規特恵の導入を禁止し、さらに既存特恵の縮小の方向を明らかに示すものである。さらに、経常収支赤字という理由で輸入数量制限が例外的に認められる場合でも、輸入財の供給国について差別をしないことが定められた(同第3章C節3「待遇の平等」)。

このように、英米借款協定と米国国務省「貿易提案」の両者を通じるアメリカ側の意図が、借款を武器に英帝国特恵関税体制を解体させる(少なくとも解体の糸口をつける)ことにあつたことは、ワシントンでの交渉にあつたライオネル・ロビンズの日記からも十分にうかがうことができる。ロビンズは、2年前(1943年9月)のワシントン会議の時と議題も交渉者も同

22) S. Newton, The Sterling Crisis of 1947 and the British Response to the Marshall Plan, *Economic History Review*, 2nd Series, Vol.37, No.3, 1984, pp.392-393.

じ（ただし英國側ではミードは今回は参加しなかった）なのに、「気分はいかに対照的なことか」と書いた。この日記は2年の間に生じた英米間の力関係の変化をも語っている。

すなわち「当時はわれわれは論すべき建設的主張、取るべきイニシアティブ、進めるべき主義を持っていた——そして英国内での冷笑者たちの疑惑にもかからず、われわれは見事にやり遂げ一連の草案を持って帰った。この草案は後で適切な処置が取られていたならば、経済分野において現在われわれが望むことができるどんなものよりもかなり優れた全般的協定の基礎となりえたはずのものであった。現在ではわれわれの主張は守勢の側に立ち、イニシアティブはとれない。擁護すべき主義には疑いがないが、別の理由で受け入れる他はない取決めにツツツツいって黙認するより仕方がないのだ」(45年9月27日)。「[米国務次官 W. L.] クレイトンの見解では特恵は金融援助の対価として消滅しなければならない。……この〔特恵〕問題で明らかに死闘^{バトル・ロイアル}が演じられるだろう」(10月1日)。「帝国特恵の徹底的な廃棄は米国議会で金融協定を通過させるために必要な対価だという、クレイトンと〔借款交渉米国代表団団長、財務長官 F. M.〕ヴィンソンの確信を取り除くためにはおおいに骨が折れるであろう」(10月2日)。「[関税引き下げの] 双務交渉の後に特恵にどのような経済的価値があるにせよ、特恵を〔借款という〕現金と交換してしまうことなど明らかに政治的にはまったく不可能だ」(10月3日)。「帝国特恵体制は導入されるべきではなかったと望むことと²³⁾、とりわけ金融上の強迫のもとで〔特恵を〕一方的に廃止する義務を受け入れることはまったく別の事柄だ」(10月4日)²⁴⁾。

こうしてみると油井大三郎の研究が言うように、英米借款協定のアメリカ側の意図が、借款を武器に英帝国の通貨・通商上の紐帯を切断し、アメリカ中心の多角的貿易体制にイギリスを組み込むことにあったのは間違いない²⁵⁾。上に見たエイメリ―の評価もまさにそうしたものであった。エイメリ―は、『ワシントン借款協定』(1946年)で英米借款協定、米国国務省「貿易提案」、ブレトン・ウッズ協定を厳しく批判する。この批判は、第二次大戦中に実施された英コモンウェルスとアメリカとの協力体制を元に戻して、「英独立宣言 (a British Declaration of Independence)」をも主張するものであった²⁶⁾。

23) ロビンズは『経済計画と国際秩序』(1937年)でこう述べていた。「自由貿易が消滅しオタワ体制が出現して、〔帝国外の状況を悪化させないという〕これらすべてのことは変わってしまった。われわれは外国生産物を排除するという帝国の保護主義的な地域に合流した。われわれは帝国の貧しい地域への日本からの安価な財の輸入に制限を課した。われわれはもはや、英国の政策によって植民地をもたない国民の状況が悪化することはないと主張できない。打撃を受けたのはまさにこうした国民なのである。われわれは帝国のまわりに囲いを建てた」。Robbins, *Economic Planning and International Order*, p.127.

24) *Wartime Diaries of Robbins and Meade*, pp.221, 225-228.

25) 油井、前掲論文、77ページ。

26) Amery, *Washington Loan Agreements*, p.xvi. またエイメリ―は、Henry Drummond-Wolff, *Declaration of Independence and Interdependence*, London, 1949 に序文を書き、英コモンウェルスのアメリカからの「独立宣言」を主張している (p.12)。

エイメリ―は以下のように論じる。借款協定とブレトン・ウッズのイギリスの受容と、そしてアメリカの貿易提案に対するイギリスの支持とは、多年にわたるアメリカの英帝国解体政策の最高潮をなしている。アメリカのねらいは、世界と特に英帝国に対して「19世紀の時代遅れの経済システム」である多角的自由貿易（最惠国条項）とIMF体制という事実上の金本位とを強制し、国際貿易における差別的措置の除去によって帝国特恵関税体制の今後の展開を阻止し、さらには解体に追い込むことにある。帝国特恵が解体されれば、帝国諸国は「アメリカの産業搾取の場となり、アメリカ金融の貢納国になり、ついにアメリカの属領となる」。彼によれば、「帝国特恵の除去というアメリカの要求は、英帝国の生存権の直接の否定」である。というのは、帝国内貿易は国際貿易ではなく、それは最惠国条項の適用外に属するものだからである。「帝国内貿易はわれわれ自身の事柄であり、他者の干渉することではない」というのが、エイメリ―の基本の立場である²⁷⁾。

エイメリ―は、借款協定が協定発効後1年以内の——多角主義のもうひとつの柱である——ポンドの交換性回復を定めたことを重視する。これによって、対英貿易黒字をもつ国や経常支払いのために残高から解除されたポンドをもつ国は、英國に対して金またはドルでの支払いを要請しうる。したがって英國は1年内にスターリング諸国との収支を黒字にしないかぎり、供与された借款のかなりの部分が流出することになる。スターリング諸国を中心とする英國の戦時債務は35億ポンドも存在する。しかもポンドを得た国はもはやアメリカよりも英國から輸入をしようという誘因を持たない。さらに協定第9条によって、英國が米国からの輸入数量を制限するためには、帝国内からの輸入も比例的に制限しなければならない。これは、英國が帝国内への輸出を拡大し米国からの輸入を減らし、こうして経常収支を改善しようと努力することに対する重大な制約となる。というのは、米国からの輸入減少は帝國からのその強制をも意味することになるから、対帝國輸出増加が困難となるからである²⁸⁾。

エイメリ―は『無差別、関税同盟、特恵』（1947年）ではこう述べている。ドル節約の目的で米国産フィルムの輸入を制限するためには、同じことをオーストラリア産フィルムについてもしなければならず、こうして将来有望な帝国内工業に破壊的打撃を与えることになる。また国内需要の不足を充たす目的でローデシア産煙草やマルタ産靴を輸入するためには、それに照応する米国産煙草や靴を輸入しなければならず、こうしてドルを犠牲にしなければならない、と²⁹⁾。結局、協定は、英帝国ならびにスターリング地域が相互に輸出入をするのではなくて、アメリカから輸入することを強制している。すなわち、借款協定の目的の第一である米国財・サービスの購入が前面に出るのである。もちろん、ポンド所有者にとっては一般的には、ポンドの交換性回復が利益であることは言うまでもない。しかしながら、現時点ではドル地域財に対

27) Amery, *ibid.*, pp.vi, xi-xv, 100.

28) Amery, *ibid.*, p.110.

29) Amery, *Non-Discrimination, Customs Union and Preference*, London, 1947, p.5.

する統制のない購入はポンドを減価させ、ポンド資産の価値を減らすから、彼らにとっての損害も予想される。したがって現在必要なことは、ポンド所有者の間でスターリング地域外からの輸入を制限してポンド資産の減価を招かないことである。この点でドル・プール制の全面廃止の強制は受け入れられない、というのがエイメリーの立場である³⁰⁾。

エイメリーは戦時中の講演（「輸入の選択的統制」、1945年）のなかで、戦後のドル不足を見越して、外国貿易の国家管理とスターリング・ブロックの結合強化の方向を主張した。そこで彼は、貿易はもはや純粹に個人的行為ではなくて政府の力と統制がその背後に存在することを指摘し、輸入についての財の必要度に応じた選択的統制、さらにその輸入先についての統制が必要であること、またスターリング諸国、さらには二国間支払い協定諸国との貿易を優先すべきこと、を強調していた³¹⁾。

また終戦後の「合衆国と帝国特恵」（1945年）という論文では、世界の全般的な関税引き下げによってイギリスの輸出増大に対する障害が除かれるという考えは、イギリスの高賃金、社会保障・防衛費のための重い税負担という現実を、さらにはアメリカの大量生産体制が生み出した安価な余剰生産物との対抗という現実を見ていなことを指摘する。こうした——この局面では、帝国特恵を解体して世界的な関税引き下げにイギリスの未来を託すという形で表れた——主張は、「イギリスの過去の競争力の思い出」に依拠するものにすぎない。彼によれば、「英國の輸入と輸出の両面に関して、戦時中と同じく平和時においても注意深い選択が、また十分に考え方抜かれた優先順位が支配しなければならない」のである³²⁾。借款協定は、こうした英國貿易の選択的統制と帝国・スターリング地域貿易優先を不可能にするものであった。また『ワシントン借款協定』でもエイメリーは、現在のイギリスにとっては対内的・対外的の両面にわたる国民の経済生活の「計画と管理」が必要であり、そのために対外面では、財の種類と相手先とにして輸入と輸出の「選択と差別」が不可欠であること、対内面では、「消費の国有化（the nationalisation of consumption）」こそが「生産と雇用の国民的統制」を行なう最も有効な方法であることを主張する³³⁾。

もちろんエイメリーも、イギリスの現状においてアメリカの援助を不要とするのではない。彼は、政府間借款よりも米民間資本の英国産業への直接投資こそが必要であると強調する。これこそが英國経済再建にあたって望ましい方策であるし、投資先を求める米国資本の利害にも合致する。すでに米国資本の直接投資は先進工業国に対して行なわれている。そして英帝国内に米国資本の投資を呼び寄せるために必要なのが、「本来ならばアメリカで生産されこちらに

30) Amery, *Washington Loan Agreements*, p.54.

31) Amery, Selective Control of Imports, *Commonwealth and Empire Review*, Vol.79, No.512, 1945, pp.89-91.

32) Amery, The United States and Imperial Preference, *Commonwealth and Empire Review*, Vol.79, No.515, 1945, p.30.

33) Amery, *Washington Loan Agreements*, pp.154-155.

輸出されたはずの財貨を締め出すにたる高い関税と特恵」なのである。高関税を理由とする米国資本の直接投資は、すでにカナダで、ワインザー州や、オンタリオの自動車産業で大規模に起こっている。カナダへの米国資本の直接投資は、関税を回避したカナダ国内市场への参入とともに、カナダ産自動車に与えられたイギリス市場での11%の特恵利益の享受を狙っているのである。エイメリーは、英國産業に対する有効な保護を与える関税が課され帝国特恵の十分な発展がなされれば、英國と帝国にアメリカ資本が殺到すると考えた³⁴⁾。

エイメリーは借款協定がもたらす影響について以下のように予測し、『ワシントン借款協定』の結論とした。借款協定によって英國はおそらく2年間の一時的安樂を得られるかもしれない。だがこの協定によって、英國は、アメリカの輸出業者の利害に支配された政策に手足を縛られ、英國自身の国民経済と英帝国諸国との協力をコントロールする手段を奪われ、結局、2年後には現在と同じく、いやそれ以上に厳しい状況に直面しているであろう、と——なお、本書の序文の日付は1946年2月28日である——³⁵⁾。

英米借款協定はイギリスでは45年12月18日に議会を通過した。このときに、アメリカでの交渉から帰国したばかりのケインズは、借款協定と「貿易提案」を以下のように擁護した。すなわち、「提案されている諸政策は、部分的には好ましくないところがあるかも知れないが、私には全体として見れば、基本的にわが国の利益になると思われる。この政策は世界通商の面で、わが国が繁栄と威信を十分回復できるように仕組まれている。その目的は、なんといってもイギリスの通商が本質的に依存する体制である、多角的貿易体制を回復することにある。あなたがたは適切な供給源のどこからでも購入できるし、利益があがるところならどの市場にでもあなたの財を販売できる。あなたがたに示されている政策は双務取引とあらゆる種類の差別措置に反対する性格のものである。……とりわけ、貿易を文字どおり国際的に開放し、経済ブロックを打ち建ててブロック外の通商取引に制約を加えるようなことを回避するというこの決定は、世界が最も望んでやまない英米両国の相互理解にとって、一つの欠くことのできない条件であり、これによってわが国は他の諸国とともに、国際機関を設立することができる所以である。これは長い目で見た場合、さらに包括的な国際機関への第一歩となるものだと思われる」³⁶⁾。

アメリカでは厳しい批判のなか、協定は46年7月12日に議会を通過し、7月15日のトルーマン大統領の署名によって発効した³⁷⁾。ところがその後の経過は、イギリスの経済危機の深刻さ

34) Amery, *ibid.*, pp.148-151.

35) Amery, *ibid.*, p.151.

36) *The Collected Writings of Keynes*, Vol. XXIV, 1979, pp.623-624; Gardner, *op.cit.*, pp. 234-235. 前掲訳, 415ページ。

37) 借款協定に関する米議会での論議については、Gardner, *op.cit.*, Chap. 12をみよ。借款協定の通過に力を貸したのは米ソ関係の悪化であった。以下については、Gardner, *op.cit.*, Chap. 16; 油井, 前掲論文, 114-117ページ。

を際立たせるものであった。エイメリーの予測が——おそらく彼が考えた以上の厳しさで——当たったのである。対英借款は、アメリカからの37億5000万ドルに加えカナダからも12億5000万ドルが行なわれた。ところが協定発効から1年後にはアメリカからの借款額の75%が、また47年5月の時点でカナダからの借款額の50%以上が引き出されていた。それだけイギリスの経常赤字は大きかったのである。すなわち、46年には3億4400万ポンド（約14億ドル）、47年には5億4500万ポンド（約22億ドル）に達した。こうした経常赤字増大の原因としては、戦前に比しての貿易赤字の増大、投資収支黒字の半減、政府対外支出の急増が指摘できる。さらに、借款協定の定めたところにしたがって、47年7月15日に経常取引についてポンドの交換性が回復された。だが、急激なドル流出によって8月20日には再び交換性停止に追い込まれた。大蔵大臣ドールトンのメモによると、8月15日までの1ヶ月間の流出額は8億6850万ドルにも達した³⁸⁾。

こうしたイギリスの経済危機の深刻化のなかで、エイメリーは『覚醒—英國の現在の危機と打開策』(1948年。序文の日付は47年12月)を公刊する。この著作の序文はイギリスの経済危機の状況を以下のように描いている。すなわち、借款が使い尽くされたあの急速さは英米借款協定に対するもっとも厳しい批判者でさえ予想しなかったものである。そして英国は借款を受けなかった場合よりも窮状がいっそう悪化している。この経済危機は戦争による一時的な性格のものではなくて、「1世紀前に種が播かれた長期的衰退が戦争によって加重された」ものである。この結果、過去の栄光を支えた「イギリスの経済基盤が差し迫って、そして完全におそらくは回復不能な程に崩壊」するという危機に直面している。エイメリーは、この1世紀という期間を穀物法廃止（1846年）を起点する自由貿易の時代と総括する。20世紀初頭のテンバレンの関税改革運動も1932年のオタワ体制も——現時点から見れば——「[自由貿易という] 自らが課した知的な鉄のカーテンの片隅を断続的に引き上げた」ものにすぎず、戦後の多角的貿易体制に道を譲りつつある。

そして彼は、1世紀にわたる自由貿易政策の結果、現代イギリスが直面する課題をこう規定する。すなわち、それは、国内的には英國農業の無視によって、対外的には、英國の自然資源の不足を補う帝国という「死活の問題」を帝国統合政策の欠如から放置したことによって生じたところの、「絶望的なまでにバランスを失するに至った国民的エコロジー (a national ecology)」の問題である。ここで留意すべきなのは、バランスを失っているのは英國一国だけではなくて帝国全体もそうだという、エイメリーの認識である。「われわれに当てはまることは英コモンウェルスのわが構成国にも等しく当てはまる」。コモンウェルス諸国の潜在的資源がいかに大きくとも、構成国のいずれもが、現在においてもまた今後多年にわたっても、十分な繁栄のための物的基盤を有していない、と考えられたのである³⁹⁾。

38) Newton, op.cit., p.400.

39) Amery, *Awakening*, pp.vii- xvii.

ここから、現時の経済基盤崩壊の危機に対処する方策として、(1)イギリス一国レベルでのバランスのとれた経済創造の必要性と、(2)コモンウェルス諸国の工業化の進展を前提としたうえで、なおかつ帝国レベルでのバランスのとれた経済創造の必要性が強調されることになる。一国レベルでのバランスのとれた経済を創造するために、エイメリ―は、高い賃金水準と重い税負担を考慮して——さらに短期的には貿易収支改善を目的として——、戦前よりもかなり高い関税による外国産工業品輸入の大幅な減少と、国内農業の全面的な保護政策（関税、補助金、数量制限）による少なくとも1億ポンドの農産物輸入の減少とを主張する。この場合重要なことは、工業品・農産物を問わず二国間の貿易協定諸国との貿易を重視するという立場である。すなわち、「たとえ輸入がきわめて望ましい場合でも、[英國からの] もっとも望ましい種類の、しかも〔輸入額と〕等価の相互的輸出を保証する諸国を優先するという差別〔原則〕に基づいた、われわれの特恵的〔通商〕条約協定によって管理される注意深い選択的政策」が基本に置かれなければならない⁴⁰⁾。すぐに見るように、こうした二国間の双務協定諸国との貿易は帝国特恵といかなる関係になるのかが、大きな問題になるはずである。

エイメリ―は、帝国レベルでのバランスのとれた経済創造のために帝国特恵の拡大の必要を主張するが、この場合、帝国内の一国に対する特恵を自動的に他の帝国諸国に適用しないこと、つまり条件付き帝国内最惠国条項を提唱している。すなわち、英国はオタワ協定以降これまで、砂糖を除いて、帝国の構成国すべてに対して、その産品の自由な輸入と外国生産者に対する特恵マージンとについて平等に扱ってきた。だが、自治領諸国はこうしたことをわれわれに対しても、また彼ら相互の間でも行なっていない。そうであれば、「われわれはこうしたことを続ける理由はない」。ここにおいて、『帝国と繁栄』（1930年）で表明された、帝国内二国間での特恵をそれ以外の帝国諸国に拡張することが「通常のルール」になるべきである、という立場は放棄された。すなわち、『覚醒』でのエイメリ―にとっては、「帝国諸国と個別に特恵条約を結び、他に比して合理的な利益をわれわれに与える帝国諸国に対してだけ、十全な特恵の利益を拡張する」という、条件付き帝国内最惠国条項のやり方が最良なのである。と同時に彼は、「帝国との競争に対抗して、英國農業のみならずいくつかの場合には英國工業に対してもなんらかの保護策」を与えることを提唱する。これは帝国諸国が工業化の歩を進め、イギリスはますます特殊で高品質の製品輸出に頼らざるをえなくなるとの判断に基づくものであった⁴¹⁾。

以上のエイメリ―の帝国に対する通商政策の一定の変化が表しているのは、イギリス本国が——さまざまな利害対立を抱えながらも——帝国全体に対する特恵関税を一つの体制として維持してゆくだけの余力を失ってきている、という事態であろう。

『覚醒』でのエイメリ―の通商政策によると、イギリスは個々の工業品・農産物について帝

40) Amery, *ibid.*, pp.187-189.

41) Amery, *ibid.*, pp.189-190.

国諸国と個別に特恵条約を結ぶとともに、帝国以外の諸外国ともやはり個別の特恵条約を結ぶことになる。しかも帝国諸国との特恵についてこれまでのように自動的な拡張は行なわれないのだから、特定の工業品あるいは農産物について、帝国以外のある国に対する特恵が帝国内のある国に対するそれよりも大きくなることは、論理的には十分にありうることである。この場合には、言葉の正しい意味での帝国特恵関税体制に綻びが生ずるはずである。もちろんエイメリーは、特恵関税のみが帝国統合政策のすべてではないことを強調する。帝国開発のための帝国内資本投資、スターリング地域の拡大、帝国内コミュニケーションの発展、帝国内人口・移民政策がそれである⁴²⁾。しかしながら、戦後に至るまでの彼の帝国統合政策のなかで一貫してその中軸をなしていたのは、これまで見てきたように帝国特恵関税であったことは疑いない。ここに至って、帝国特恵関税体制の綻びの論理的な可能性が生まれたことはきわめて重要である。そして『覚醒』のなかでは、この可能性がヨーロッパ統合との関係で生まれることになる。

8. ヨーロッパ統合と英帝国

『覚醒』(1948年)で示された——英國ならびに帝国レベルでのバランスのとれた経済の創造と並ぶ——、もうひとつの危機打開策は、英コモンウェルスとヨーロッパ諸国との経済協力であった。これは、戦争中のエイメリーの、英コモンウェルスとアメリカとの協力を最重視する立場からの変化でもあった。彼は、ヨーロッパ諸国との貿易拡大の将来的な重要性を指摘する。本書第12章が「マーシャル提案」と題されているように、本書執筆の時点では1947年6月5日に米国務長官マーシャルの演説がなされており、そこでマーシャルは、生産物交易の基礎をなす近代的な分業システムが崩壊の危機に瀕している、とヨーロッパの現状を憂慮し、歐州復興のための欧州自身のイニシアティブによる計画の立案を求めていた。その後CEEC(欧州経済協力委員会、その執行委員会は英、仏、イタリア、ノルウェー、オランダの5カ国)の発足、9月の欧州復興計画報告書作成と欧州復興会議での承認、16カ国の調印、11月10日のマーシャルによる援助総額160~200億ドル(1948~52年の間)の提示があり、なお不十分ではあるがヨーロッパの側での復興のための協力体制が生まれつつあった⁴³⁾。

エイメリーは『覚醒』の序文で、ヨーロッパ復興のためにはヨーロッパ諸国の自由な協力(連邦主義的ではなくて英コモンウェルス型の)体制構築が必要であると説いている。ところが彼によると、ヨーロッパと英コモンウェルスの両者に共通する問題の正しい解決策である自由な経済協力体制の形成が、アメリカとロシアの対抗的な政治経済政策によって危険にさらされている。ヨーロッパにとってソ連による共産主義革命の脅威が大きな比重をしめ、イギリスにとってはアメリカ中心の多角的貿易体制による国民経済と帝国の解体の脅威が差し迫った

42) Amery, *ibid.*, pp.191-195.

43) 永田実『マーシャル・プラン』中公新書、1990年。

大問題であるというがいは存在する。しかし、他国を自らの経済システムに併合しようとして自国中心的な経済行動をとる「ロシアと合衆国のような統一されたブロック」によって、自らの生存を脅かされている点では、両者は共通する。さらにヨーロッパの眞の経済協力のためにはヨーロッパ内での相互貿易協定や輸入数量制限が不可欠であるが、それは無差別多角原則とは対立するからヨーロッパの経済協力の発展は制約されている⁴⁴⁾。エイメリーの日記の編者たちが述べたように、この時点で「エイメリーは、コモンウェルスと西ヨーロッパを、ブレトン・ウッズ体制の諸制約によってともに脅かされている、二つの相互に関連する経済グループと見なした」のである⁴⁵⁾。また彼は後に、ブラッセルでのヨーロッパ会議における自らの発言をこう日記に記すことになる（1951年12月15日）。自分は「われわれとヨーロッパとの間の誤解を解く唯一の方法は、統一（unity）という概念を双子の星座としてのヨーロッパとコモンウェルスとの間のそれにまで広げることであると指摘した」と⁴⁶⁾。

ではエイメリーはコモンウェルスとヨーロッパとの経済協力をどのように構想するのであろうか。彼は、英国と西ヨーロッパとの現在の貿易の重要性は英國とコモンウェルスのそれに比べるとはるかに劣ることを指摘する。前者の場合には、互いに競争的な工業財やかならずしも不可欠でない財の貿易が主である。また英國工業に不可欠な食糧・原材料の獲得という点でも重要性は低い。これに対し後者の場合には、貿易の性格が圧倒的に相互補完的であり将来的にも無限の発展の可能性を有している。したがって、英國にとっては「帝国政策をとるかヨーロッパ政策をとるかというジレンマは、実際はまったく非現実的なそれにすぎない」。すなわち、英帝国の存在を前提にした上でのヨーロッパとの経済協力というのがエイメリーの基本の立場である。ではヨーロッパとの経済協力の中身はいかなるものであろうか。英米借款協定と同時に発表された米国務省「貿易提案」では、無差別原則に基づいて特恵関税は否定されているが、「合意された確定的な基準に適う関税同盟」についてはその存在が認められている（「国際貿易機構に関する提案」第3章H節2「国境貿易と関税同盟」）。したがって——特恵関税に基づく英帝国はその存在が否定されるが——、域内の自由貿易と域外に対する共通関税を持つ関税同盟という形での統合ヨーロッパはその存在が認められる。だが関税同盟はそれに政治的な連邦が照應しなければ成立がきわめて困難であるし、また関税同盟は他の経済グループに対して排除的である。それゆえに「われわれがヨーロッパ関税同盟に加入することは、帝国協力のはるかに重要な発展の見通しを犠牲にするという対価を払って初めて可能なのである」。したがつて、英國はそれが成立したとしても加盟しない⁴⁷⁾。

エイメリーは、英國とヨーロッパとの経済協力について以下のように書いている。「わが国

44) Amery, *Awakening*, pp. xiii-xvi, 164-165.

45) *Amery Daiaries*, Vol. II, p.1053.

46) *Ibid.*, p.1059.

47) Amery, *Awakening*, pp.172-173.

の対ヨーロッパ貿易の発展は〔ヨーロッパの〕個々の国々との一連の双務協定の形をとるであろう。またもしヨーロッパに正規の特恵体制が生まれるならば——私は実際にヨーロッパ関税同盟はできそうもなく、また〔できたとしても〕まちがいなく遠い将来の偶然事にすぎないと考える……—、わが国は特定の諸商品について、また英帝国との特恵に次いでランクされる第二順位の特恵（second preferences）という計画に基づいてこのヨーロッパ特恵体制に加入できるかもしれない」。つまり、ヨーロッパ関税同盟の実現はきわめて困難であるから、英國とヨーロッパとの経済協力は、ヨーロッパ特恵体制が成立しない場合は個々の国との一連の双務貿易協定の形をとり、ヨーロッパ特恵体制が成立した場合にはそれに加入して英帝国特恵関税よりも小さい——第二順位の——特恵マージンの協定を結ぶ形をとるというのである。

要するに英國は、ヨーロッパの個々の国か集団としてのヨーロッパかのいずれかと、英帝国特恵関税に次ぐ特恵関係を結ぶのである。ヨーロッパ関税同盟の場合には、域内の自由貿易とともに域外には共通関税が課せられるから、英國が加盟すれば帝國諸国に対して域内よりも高い関税を課さねばならない。したがって帝國の発展にとっては阻害的である。これに対しヨーロッパ特恵体制——しかも英帝国特恵関税よりも低い特恵マージンの——場合には、それへの英國の加入は帝國開発政策に害を与えない。すなわち、「英國は帝國開発政策に害を与えることなしに、第二順位の特恵としてか特定の貿易分野に関して、ヨーロッパの隣人たちとの特別な協定をつねに発展させることが可能なのである」⁴⁸⁾。

エイメリーは、英國にとっての対ヨーロッパ貿易の意義は対帝國貿易に比べてはるかに小さいと判断した。しかし彼は具体的には、スカンディナビア諸国の酪農品・木材、フランスや（トルコを含む）南欧のワイン・果物等の農産物については、さらに特殊な工業品で輸出入のバランスがとれる場合には、対ヨーロッパ貿易が英國の対帝國貿易をかなりの程度補完する余地は存在すると述べている。さらにソ連が東欧との間に鉄のカーテンを引いた場合には、西ヨーロッパの食糧・原料需要は、西ヨーロッパ諸国の植民地以上に英帝国に向かうかもしれない、と彼は考えている⁴⁹⁾。死の前年に出版された『バランスのとれた経済』（1954年）では、コモンウェルス諸国の生産設備需要の一部をヨーロッパの工業力が供給する——ただし英國に取って代るのでなくあくまでそれを補完するにとどまるが——可能性も指摘されている⁵⁰⁾。こうして現在の対ヨーロッパ貿易の意義は対帝國貿易に比べてはるかに小さいが、現在のイギリスの経済危機打開のためには、また将来の英國ならびに帝國全体の発展のためには、帝國特恵に次ぐ第二順位の特恵関係に基づくヨーロッパとの経済協力は欠かせないと判断されるのである。

結局『覚醒』での危機打開策は、(1)英國レベルでの、(2)英帝国レベルでの、(3)ヨーロッパをも含んだレベルでのバランスのとれた経済の創造という構造になっている。そしてこの(1)(2)(3)

48) Amery, *ibid.*, pp.13, 195.

49) Amery, *ibid.*, p.195.

50) Amery, *A Balanced Economy*, London, 1954, p.193.

の順で優先順位がつけられ、これを実現するために、農産物・工業製品を問わず、英國自身の関税、帝国内部での帝国各國との双務的な特恵協定（帝国内最惠国条項は自動的には適用されない）、さらにはヨーロッパ各國との双務的な（第二順位の）特恵協定が必要とされる。だが前節の指摘とも関連するが、この構想は途方もなく複雑な個別の双務協定の網の目のなかではじめて成立可能であると言わねばならない。そうであればもはや、厳密な意味での帝国特恵体制それ自体の破綻の危機がこの構想のなかに胎まれているといってよいであろう。

するとここで問われるべきなのは、このような帝国特恵体制の破綻という危険を犯してまで、どうしてエイメリーはヨーロッパとの協力を強調したのかということであろう。最大の理由は、アメリカの優位に英帝国もヨーロッパも単独では対抗しえないということである。『バランスのとれた経済』では、植民地を含む大陸ヨーロッパと英コモンウェルスは、アメリカ合衆国に匹敵する潜在力を有するが「今後長期にわたって合衆国の圧倒的優位に単独では対抗できない。両者はともにお互いを必要としている」と書いている⁵¹⁾。そしてこの時点でエイメリーにとってさらに重要なのは、ヨーロッパの政治的安定であった。

「世界勢力としての英コモンウェルス」（1947年）という論文では、コモンウェルス全体と特に英國にとっての「最大の差し迫った対外的危険がヨーロッパ情勢にある」ことが強調される。現在の窮状と混乱が続けば、再びヨーロッパが米ソの新たな世界対立の焦点になることは避けられず、そして英國とコモンウェルス全体がこれに巻き込まれることも必至であろう。世界勢力としての英コモンウェルスの維持と発展のためには、ヨーロッパの政治的安定が不可欠の条件なのであった⁵²⁾。エイメリーが『覚醒』で書いたように、マーシャル・プラン発表後に、イギリスが西ヨーロッパ諸国を召集しイニシャティブをとってその後の諸決定に参加したことは、避けられないことでもあり正しい行動であった⁵³⁾。また『世界における英コモンウェルス』（1948年）という著作で書かれたように、「ヨーロッパ同盟（European union）建設に英國が積極的役割を果たす」必要は存在する⁵⁴⁾。「大きく言えば、世界勢力としての英コモンウェルスにとっての主要な課題は、ヨーロッパ統合の創造と中東の平和と繁栄の建設であろう」。そしてこの二つの課題を果たすという点では、イニシャティブはアメリカではなくてあくまでイギリスが取るべきだというのが、エイメリーの立場であった⁵⁵⁾。

このように中東の平和とともにヨーロッパ統合を最重要課題とした理由を、エイメリーは『世界における英コモンウェルス』でこう記している。すなわち、英國は地理的には英國、

51) Amery, *ibid.*

52) Amery, *The British Commonwealth as a World Power, Commonwealth and Empire Review*, Vol.81, No.522, 1947, p.22.

53) Amery, *Awakening*, p.172.

54) Amery, *The British Commonwealth in the World Affairs*, London, 1948, p.17.

55) Amery, *British Commonwealth as a World Power*, op. cit., p.23.

カナダ、西インド諸島、西アフリカという北大西洋を囲む四辺形と、東アフリカ、南アフリカ、インド、マラヤ、オーストラリア、ニュージーランドからなるインド洋を囲む巨大な弧形との二つの地域から構成されている。そしてこの両地域を海路にせよ空路にせよ最短距離で結ぶルートはヨーロッパと平行し中東を横断する道である。「したがって、ヨーロッパならびに中東諸国とのわれわれの関係は〔英帝国の〕両半分にとって、とりわけイギリス、インド、南東自治領〔オーストラリア、ニュージーランド〕にとって戦略上死活の重要性をもつ事柄なのである」。そしてこの最短ルートは東側陣営の西南境界と平行して走っており、さらに北海から西・南ヨーロッパ、アラブ諸国、トルコ、アフガニスタンに至る地帯は共産主義と西側デモクラシーという相対抗するイデオロギーの対決地である。この地帯の政治的安定の意義は明らかであろう。

この論文でエイメリーは、「コモンウェルスの外交の第一目的は統合ヨーロッパ（a United Europe）の創造であるべきだ」と結論する。だがこの場合の統合ヨーロッパは、けっして連邦主義的なそして関税同盟という形をとるものであってはならなかった。るべき統合ヨーロッパは、緊密で継続的な協議と、あらゆる分野でのとりわけ経済分野での自由で積極的な協力に基づく——ただしけっして国家主権の放棄を伴わない——英コモンウェルス型のものであった。こうした統合の場合には、イギリスはヨーロッパの一員として積極的でまた指導的な役割を演じうるし、演じるべきなのであった。彼は、統合の進展がたとえ連邦に至らないとしても、いつかはイギリスが正式メンバーでいられなくなるときが来るかもしれないと予想している。が、それはなお先のことと考えられた⁵⁶⁾。

9. 英米関係とヨーロッパ統合——結びにかえて——

その後のヨーロッパ統合の展開過程のなかで、以上のエイメリーの構想がいかなる意味をもったのかについては、別稿を用意したい。石炭と鉄鋼の仏・独での共同管理を目指すシューマン・プラン（1950年9月）にはじまるヨーロッパ統合の展開は、エイメリーの予想を越えた急速なものであったことは確かである。ここでは、アメリカによる英帝国特恵体制解体に反対し、そのうえで英帝国と統合ヨーロッパとの協力体制を構築するというエイメリーの構想に対して、直ちにもっとも厳しい批判をくわえたロイ・ハロッドと、ガット体制形成におけるキイ・パーソンであった、ミードの議論を紹介して結びにかえたい。

ハロッドは、1945年末までに書かれ46年に出版された『イギリスの愚行の一ページ』という著作において、エイメリーやビーヴァブルックによる帝国内貿易に対する特恵拡大の動きを厳しく批判する。ハロッドの立場は明確である。相互援助協定第7条が差別的措置の除去と関税

56) Amery, *British Commonwealth in the World Affairs*, pp.18-20.

障壁の低減をうたったように、英米のリーダーシップの下での諸国の対外経済政策の調和による世界経済の統一性こそ、経済ブロックを阻止し世界の繁栄と安定をもたらす唯一の道である。「英米の協力こそわれわれの生活に必要なものである。またそれは、世界全体にとって唯一必要なものである」⁵⁷⁾。これが彼の結論である。

ハロッドによれば、ブレトン・ウッズ協定は、債権国が国際収支の不均衡を是正するための措置をとることを強制する点で、きわめて公平なものである。また、現在の多額のポンド残高を考えれば、ブレトン・ウッズによる助けがなければスターリング地域を維持することも不可能である。英米借款協定もイギリスが望んだ程のものではなかったが、寛容なものと評価できる。総じて現在のイギリスの重い債務と、またアメリカとのこれまでの関係を前提にすれば、帝国経済ブロックを形成することはまったく不可能である。たとえば、カナダにとっては英米の調和こそが決定的に重要な問題であり、それは他の自治領についても同じである。見通しの不確かな現在の時代にあっては、政治的自由、人身保護、寛容といった「アングロ＝サクソンの諸価値」こそが求められる。「アメリカ人が保持する活力がさらに大きければ大きいほど、イギリス人にとってもそれだけ希望は大きい」のである⁵⁸⁾。

ミードは『経済計画と価格メカニズム』（1948年）において、差別的な輸入制限がイギリスにとっていかに不利益であるかを、こう述べている。すなわち、差別的な輸入制限は双務的な通商取引になりがちであり、それは両国の貿易を人為的にバランスさせることを伴うであろう。こうした「国際的なバーター」という無秩序なゲームは、国際分業と多角的貿易の利益を享受してきたイギリスにとっては、大きな不利益である。それは、イギリス製品に対する差別的待遇をもたらし、双務取引に伴う英國財への数量制限は、イギリスの輸出に対して大きな損害をもたらす、と⁵⁹⁾。また彼によれば、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行、国際貿易機構（ITO）は、戦前の世界貿易の2/3以上を占める西ヨーロッパ、英コモンウェルス、アメリカの間で唯一協定可能な「国際経済・金融原則」であり、これが失敗すれば、英コモンウェルスの分裂を生むかもしれない。すなわち、カナダは英米の協調を求めるであろう。「われわれはいかにして、ヨーロッパ、コモンウェルス、そしていまひとつの英語を話す大国【アメリカ】の間を選ぶことができようか」⁶⁰⁾。この最後のミードの文章が言うように、英コモンウェルスとヨーロッパとの特恵体制による協力というエイメリ―の構想は、それ自体がアメリカとの対立を生むものであった。

エイメリ―の構想の反米的性格を明確に批判したのが、1948年5月の『ロイズ・バンク・レ

57) R. F. Harrod, *A Page of British Folly*, London, 1946, pp.11, 6-7, 59.

58) Harrod, *ibid.*, pp.24, 53-54, 12-13, 47-48, 5, 45.

59) J. E. Meade, *Planning and the Price Mechanism*, London, 1948, p.92. 関嘉彦訳『経済計画と価格機構』社会思想研究会出版部, 1949年, 173ページ。

60) Meade, *ibid.*, p.124. 同上訳, 229ページ。

ヴュウ』に発表され、1951年出版の『こう事態は進んだ』という著作に収録された、ハロッドの「ヨーロッパ同盟 (European Union)」という論文であった。ハロッドは以下のように述べている。すなわち、ヨーロッパ統合に対するアメリカの態度に変化が生まれ、統合を進める手段としてヨーロッパ特恵同盟 (a European Preferential Union) を認める兆しがアメリカに見られることは確かである。だがこのことは、帝国特恵に対するアメリカの態度の変化をけっして意味しない。ヨーロッパ同盟への付属物として英コモンウェルスを持ち込むことがどうしていけないのか、と論じられるかもしれないが、これはまったくイギリスだけの観点である。すなわち、もしヨーロッパがその地理的範囲を越えて拡張し、その付属物として英コモンウェルスと帝国をも含むようになれば、アメリカはどうして合衆国もその付属物と平等に遇されないのかと問題にするはずである。「ヨーロッパ諸国と英コモンウェルスと英帝国を含む特恵同盟は、アメリカに対抗する陣容としてきわめて目立つことであろう」。これはヨーロッパ特恵同盟を支持するアメリカ人が構想するところとは、明らかに異なったものである。「ヨーロッパと英コモンウェルスと英帝国を一つの大きな特恵同盟にまとめるという構想は、[米ソに対抗する] 第三経済ブロック政策のようなもの」であり、これはアメリカの外交政策にも、またイギリスのそれにも真っ向から対立するものである、と⁶¹⁾。

エイメリーの構想する、英帝国特恵関税を前提に、それに次ぐ第二順位のヨーロッパ特恵同盟にイギリスが加入することは——たとえ、それが可能であると仮定しても——、ハロッドにとっては、第一におくべき英米関係からして実行不能であった。すでに明らかなように、ハロッドの立場は、英米の緊密な協力関係の維持という「政策が必要とするものに対して第一のプライオリティが与えられなければならないのであり、それに対立することはなにものでも許されるべきではない」というものであった。そして彼によれば、イギリスの政策の第二の原則は英コモンウェルスと帝国の経済的調和の維持であり、この第二の原則は第一のプライオリティとまったく対立しないのであった⁶²⁾。

だがハロッドは、特恵同盟に伴う以上の困難を回避する措置として自由貿易地域 (a Free Trade area) という構想にも言及する。それは、域内では自由貿易を実施し、域外からの輸入に対しては加盟諸国の関税自主権を認める、というものである。この場合には、イギリスはヨーロッパとの自由貿易を行ないながら、コモンウェルスと帝国からは無関税で輸入する権利を有する。また同じく、イギリスはアメリカからも低関税で輸入することができる。しかしながらこの場合には、たとえば、コモンウェルス産品がイギリス経由でフランスに輸入されることを禁止できない。製造工程において、その生産地が明確になるような財 (たとえば、自動車) の場合には、原産地証明がこれを阻止するであろう——ただし、部品類についてはそうはいかない——。だが、世界中で生産され完全に均質で標準化された財の場合には、たとえばカナダ

61) Roy Harrod, *And so It Goes on*, London, 1951, pp.27-28.

62) Harrod, *ibid.*, pp.15-17.

産小麦のイギリス経由でのフランスへの輸入を阻止できない。したがって、フランスがカナダ産小麦に40%の関税を課し、イギリスがカナダ産小麦を無関税で輸入する場合には、フランスはイギリスからの小麦輸入に対しても40%の関税を課すことになるであろう。もし、フランスがカナダ産小麦に50%の関税を課し、イギリスがカナダ産小麦に10%を課す場合には、やはりフランスは40%の関税をイギリスからの小麦輸入に課すであろう。この意味で、この40%の関税は「相殺関税」である。とすれば、このヨーロッパ自由貿易地域には無数の「十字模様の」相殺関税が課されることになる。これを真の意味で自由貿易地域と言えるかどうかは、明らかに問題である。だが確実なことは、原産地証明が効果を発揮する、自動車、電話などの財に関しては、こうした自由貿易地域によって、「保護された自由貿易地域（*a protected free trade area*）」が生まれるということである。こうして、関税によって域外との競争から保護される大きな自由貿易市場の生成によって、とりわけヨーロッパの製造業は規模の利益を得、生産性向上させることになる⁶³⁾。ハロッドの議論はここまでである。

こうしたヨーロッパ自由貿易地域についてのハロッドの議論が、エイメリ―の帝国特恵関税と第二順位の特恵関係に基づく英帝国と統合ヨーロッパとの協力という構想と重なる部分が存在することは確かである。だが、両者の議論で決定的に異なるのは、アメリカとの関係であった⁶⁴⁾。

63) Harrod, *ibid.*, pp.28-31. 傍点は原文。

64) 入稿後、山本和人「戦後貿易秩序の形成を巡る英米の協調と角逐(4)」(『福岡大学商学論叢』43巻1号、1998年)を読むことができた。この論文は、1943年のワシントンでの会議に対する43年12月—翌4月にかけてのエイメリ―等の批判を、公文書にもとづいて検討している。次の機会に、山本の研究の最新の成果をとり入れたい。